

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2023年5月2日

【四半期会計期間】 第48期第3四半期(自 2022年12月21日 至 2023年3月20日)

【会社名】 株式会社ジョイフル本田

【英訳名】 JOYFUL HONDA CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長CEO 細谷 武俊

【本店の所在の場所】 茨城県土浦市富士崎一丁目16番2号

【電話番号】 029-822-2215 (代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員 管理本部長兼経営管理部部長 大内 健司

【最寄りの連絡場所】 茨城県土浦市富士崎一丁目16番2号

【電話番号】 029-822-2215 (代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員 管理本部長兼経営管理部部長 大内 健司

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第47期 第3四半期 累計期間	第48期 第3四半期 累計期間	第47期
会計期間	自 2021年6月21日 至 2022年3月20日	自 2022年6月21日 至 2023年3月20日	自 2021年6月21日 至 2022年6月20日
売上高 (百万円)	91,400	91,082	123,555
経常利益 (百万円)	9,528	9,441	13,224
四半期(当期)純利益 (百万円)	6,562	6,482	11,098
持分法を適用した場合の 投資利益 (百万円)	112	142	158
資本金 (百万円)	12,000	12,000	12,000
発行済株式総数 (株)	73,348,911	70,010,871	70,010,871
純資産額 (百万円)	111,439	117,200	115,821
総資産額 (百万円)	156,106	160,735	156,431
1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	97.00	99.96	165.00
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)	-	-	-
1株当たり配当額 (円)	21.00	23.00	42.00
自己資本比率 (%)	71.4	72.9	74.0

回次	第47期 第3四半期 会計期間	第48期 第3四半期 会計期間
会計期間	自 2021年12月21日 至 2022年3月20日	自 2022年12月21日 至 2023年3月20日
1株当たり四半期純利益金額 (円)	29.76	29.28

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり四半期(当期)純利益金額の算定において、株式給付信託(BBTおよびJ-E SOP)の信託契約に基づき、株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が所有する当社株式を自己株式として処理していることから、期中平均株式数から当該株式数を控除しております。

2 【事業の内容】

当第3四半期累計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第3四半期累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、また「前事業年度の有価証券報告書」に記載した事業等のリスクとの重要な変更はありません。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

(1) 経営成績の状況の分析

当第3四半期累計期間における我が国の経済は、新型コロナウイルス感染症が徐々に落ち着き景気の回復が期待される中、イベント等の規制緩和や国内旅行支援、インバウンド消費の増加など、個人消費を中心に経済活動持ち直しの兆しが見られました。しかしながら、国内の経済・物価動向は、原材料・エネルギー価格の高騰等に伴う物価上昇など依然として不確実性が高く、先行き不透明な状況が続いております。

総合流通業界におきましても、経済活動の正常化に向けた動きが見られつつも、原材料価格や物流コストの高騰等に伴う商品価格改定による買い控え、同業他社との競争等による集客の伸び悩み、コロナによる特需の反動減など厳しい経営環境が続いております。

このような経営環境の下、当社は中期経営計画の企業ミッション「『必要必在』と『生活提案』で、地域社会の喜びと夢を共創する」を具現化するため、様々な施策を展開してまいりました。

「必要必在」を実現するためのアクションでは、付加価値の高いプレミアム企画商品の開発販売、コストパフォーマンスに優れた大容量商品の品揃えの拡充に継続して取り組んだほか、「生活提案」をさらに追求するため、独自開発された希少価値の高いフラワーの販売、全犬種対応のハーネスやこだわりのペットフードなどの商品の販売、プロショップ本田屋で先行販売した作業服等の全店展開など、お客様の好奇心を刺激する売り場展開により多機能型セレクトショップへの進化を遂げております。

また、地方自治体との共催イベントとして、宇都宮店において栃木県上三川町と「かみマル収穫祭2023」を開催、地元の生産者による農産物の直売、キッチンカーでのフード販売、ものづくりワークショップなど地域活性化の一翼を担う取り組みを実施いたしました。

「地域共創企業」へのアクションでは、SDGsのソリューションで地域社会との共創を図るべく、サステナブル商材の導入を強化するとともに、GX推進カンパニーとして太陽光発電による自社店舗商圏内での再生可能エネルギーの活用を推進し、ひたちなかファッションクルーズ、新田店、幸手店の一部施設において太陽光発電設備が完成し稼働を開始いたしました。今後も順次、太陽光発電設備の導入を予定しており、2050年のカーボンニュートラルの実現に向けて、取り組みを強化してまいります。

以上の施策等に取り組んでまいりました結果、当第3四半期累計期間の売上高は、910億82百万円（前年同期比0.3%減）、営業利益は86億92百万円（前年同期比1.6%減）、経常利益は94億41百万円（前年同期比0.9%減）、四半期純利益は64億82百万円（前年同期比1.2%減）となりました。

当第3四半期累計期間における、商品グループ・分野別の売上状況は以下のとおりとなっております。

商品グループ・分野別売上高

(単位：百万円、%)

商品グループ・分野	前第3四半期累計期間 (自 2021年6月21日 至 2022年3月20日)	当第3四半期累計期間 (自 2022年6月21日 至 2023年3月20日)	前年同期比
資材・プロ用品	16,466	16,460	100.0
インテリア・リビング	13,342	13,347	100.0
ガーデン・ファーム	11,444	11,481	100.3
リフォーム	10,836	10,647	98.3
「住まい」に関する分野	52,091	51,936	99.7
デイリー・日用品	27,405	27,039	98.7
ペット・レジャー	11,096	11,336	102.2
その他	807	769	95.3
「生活」に関する分野	39,309	39,145	99.6
合計	91,400	91,082	99.7

(2) 財政状態の分析

資産、負債及び純資産の状況

資産は、前事業年度末に比べ43億4百万円増加し、1,607億35百万円となりました。これは主として、有形固定資産の増加69億57百万円、商品の増加22億76百万円、現金及び預金の減少52億75百万円によるものであります。

負債は、前事業年度末に比べ29億25百万円増加し、435億35百万円となりました。これは主として、流動負債その他の増加22億34百万円、資産除去債務の増加20億31百万円、未払法人税等の増加9億1百万円、買掛金の増加9億25百万円、1年内返済予定の長期借入金の減少7億89百万円、長期借入金の減少23億53百万円によるものであります。なお、流動負債その他の増加の主な内訳は、未払金の増加24億23百万円等によるものであります。

純資産は、前事業年度末に比べ13億78百万円増加し、1,172億0百万円となりました。これは主として、四半期純利益64億82百万円の計上、その他有価証券評価差額金の増加2億7百万円、配当金の支払い128億90百万円、自己株式の取得24億99百万円によるものであります。

(3) 会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

前事業年度の有価証券報告書に記載した「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」中の会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定の記載について重要な変更はありません。

(4) 経営方針・経営戦略等

当第3四半期累計期間において、当社が定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

(5) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当第3四半期累計期間において、当社が優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について重要な変更はありません。

(6) 研究開発活動

該当事項はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定または締結等はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	400,000,000
計	400,000,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (2023年3月20日)	提出日現在発行数(株) (2023年5月2日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	70,010,871	70,010,871	東京証券取引所 (プライム市場)	完全議決権株式であり、 権利内容に何ら限定のない 当社における標準となる 株式であります。なお、1 単元の株式数は、100株 であります。
計	70,010,871	70,010,871		

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2023年3月20日	-	70,010,871	-	12,000	-	-

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため記載できないことから、直前の基準日（2022年12月20日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

2022年12月20日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式)普通株式 5,066,100		
完全議決権株式(その他)	普通株式 64,937,900	649,379	
単元未満株式	普通株式 6,871		
発行済株式総数	70,010,871		
総株主の議決権		649,379	

- (注) 1. 「単元未満株式」欄の普通株式には、「株式給付信託(BBT)」、「株式給付信託(J-E SOP)」の信託財産として株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が所有する株式20株が含まれております。
2. 「完全議決権株式(その他)」の普通株式数には、「株式給付信託(BBT)」、「株式給付信託(J-E SOP)」の信託財産として株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が所有する株式386,400株(議決権の数3,864個)が含まれております。

【自己株式等】

2022年12月20日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社ジョイフル本田	茨城県土浦市富士崎 一丁目16番2号	5,066,100		5,066,100	7.23
計		5,066,100		5,066,100	7.23

- (注) 1. 「株式給付信託(BBT)」、「株式給付信託(J-E SOP)」の信託財産として株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が所有する株式386,420株については、上記の自己株式等に含まれておりません。
2. 当社は、2022年8月3日開催の取締役会決議に基づき、2022年8月18日に発行したコミットメント型自己株式取得(FC SR)による自己株式取得のための第三者割当による第1回新株予約権の行使により、自己株式210,600株の処分を行いました。この結果、当第3四半期会計期間末において自己株式が4,855,500株となっております。

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間における役員の異動はありません。

第4 【経理の状況】

1．四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号)に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期会計期間(2022年12月21日から2023年3月20日まで)および第3四半期累計期間(2022年6月21日から2023年3月20日まで)に係る四半期財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

3．四半期連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1 【四半期財務諸表】

(1) 【四半期貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2022年6月20日)	当第3四半期会計期間 (2023年3月20日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	42,520	37,244
売掛金及び契約資産	3,392	3,637
商品	15,524	17,801
未成工事支出金	400	287
原材料及び貯蔵品	307	387
その他	1,953	2,096
貸倒引当金	0	0
流動資産合計	64,099	61,454
固定資産		
有形固定資産		
建物	70,112	79,691
構築物	8,285	10,300
機械及び装置	649	592
車両運搬具	51	58
工具、器具及び備品	3,925	4,296
土地	49,702	49,702
リース資産	313	259
建設仮勘定	5,048	1,887
減価償却累計額	54,729	56,473
有形固定資産合計	83,358	90,315
無形固定資産		
借地権	1,232	1,237
ソフトウェア	577	541
その他	122	87
無形固定資産合計	1,932	1,866
投資その他の資産		
投資有価証券	1,596	1,894
関係会社株式	184	184
繰延税金資産	3,563	3,278
その他	1,695	1,741
投資その他の資産合計	7,041	7,098
固定資産合計	92,331	99,281
資産合計	156,431	160,735

(単位：百万円)

	前事業年度 (2022年6月20日)	当第3四半期会計期間 (2023年3月20日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	6,443	7,368
1年内返済予定の長期借入金	4,127	3,337
リース債務	51	43
未払法人税等	681	1,583
未成工事受入金	1,443	943
賞与引当金	22	218
役員賞与引当金	46	24
その他	5,408	7,642
流動負債合計	18,224	21,161
固定負債		
長期借入金	12,212	9,858
リース債務	66	51
退職給付引当金	2,027	2,098
資産除去債務	3,398	5,430
長期預り保証金	4,501	4,694
従業員株式給付引当金	93	110
役員株式給付引当金	86	129
固定負債合計	22,385	22,374
負債合計	40,609	43,535
純資産の部		
株主資本		
資本金	12,000	12,000
利益剰余金		
利益準備金	946	1,235
その他利益剰余金		
別途積立金	86,330	86,330
繰越利益剰余金	22,242	25,210
利益剰余金合計	109,519	112,775
自己株式	6,463	8,548
株主資本合計	115,055	116,227
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	765	973
評価・換算差額等合計	765	973
純資産合計	115,821	117,200
負債純資産合計	156,431	160,735

(2) 【四半期損益計算書】

【第3四半期累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期累計期間 (自2021年6月21日 至2022年3月20日)	当第3四半期累計期間 (自2022年6月21日 至2023年3月20日)
売上高	91,400	91,082
売上原価	62,364	61,771
売上総利益	29,036	29,311
営業収入		
不動産賃貸収入	3,644	3,882
サービス料等収入	290	265
その他	153	151
営業収入合計	4,088	4,300
営業総利益	33,125	33,611
販売費及び一般管理費	24,288	24,918
営業利益	8,836	8,692
営業外収益		
受取利息	3	0
受取配当金	18	26
受取手数料	264	274
受取賃貸料	131	157
その他	389	315
営業外収益合計	806	774
営業外費用		
支払利息	24	19
支払手数料	84	1
その他	5	5
営業外費用合計	114	25
経常利益	9,528	9,441
特別利益		
受取保険金	-	10
特別利益合計	-	10
特別損失		
固定資産除却損	39	14
固定資産圧縮損	-	10
特別損失合計	39	25
税引前四半期純利益	9,489	9,426
法人税、住民税及び事業税	2,301	2,748
法人税等調整額	625	194
法人税等合計	2,926	2,943
四半期純利益	6,562	6,482

【注記事項】

(会計方針の変更)

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を第1四半期会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。なお、四半期財務諸表に与える影響はありません。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染拡大に伴う会計上の見積りについて)

当社は、固定資産の減損会計や繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りについては、四半期財務諸表作成時において入手可能な情報に基づき実施し、会計処理に反映させております。

新型コロナウイルス感染症については、依然として、その収束時期を正確に予測することは困難な状況にありますが、新規感染者数が減少傾向にあることから、国内消費は徐々に回復に向かうものと仮定して、会計上の見積りを行っております。

しかしながら、今後、新たな変異株出現による感染再拡大等の不測の事態が生じる場合には、上記見積りの仮定や当社の財政状態および経営成績の状況に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(株式給付信託(BBT))

当社は、取締役および執行役員(社外取締役および非業務執行取締役を含みます。以下、「取締役等」といいます。)の業務執行(職務執行)をより厳正に評価し、取締役等の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にすることによって、取締役等が中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、取締役等に対する株式報酬制度「株式給付信託(BBT(=Board Benefit Trust))」(以下、「本制度」といいます。)を導入しております。

取引の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として設定した信託(以下、「本信託」といいます。)により当社株式が取得され、取締役等に対して、予め定めた役員株式給付規程に基づき、当社株式および当社株式を退任日時点の時価で換算した金額相当の金銭(以下、「当社株式等」といいます。)を本信託を通じて給付する株式報酬制度です。なお、取締役等が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役等の退任時とします。

信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を信託における帳簿価額(付随費用の金額を除く。)により純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額および株式数は、前事業年度末247百万円、168,000株、当第3四半期会計期間末244百万円、166,000株であります。

(株式給付信託(J-ESOP))

当社は、当社の株価や業績と当社の一部役職員(以下、「幹部社員等」といいます。)の処遇の連動性をより高め、経済的な効果を株主の皆様と共有することにより、株価および業績向上への幹部社員等の意欲や士気を高めるため、幹部社員等に対して自社の株式を給付するインセンティブプラン「株式給付信託(J-ESOP)」(以下、「本制度」といいます。)を導入しております。

取引の概要

本制度は、予め定めた株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした幹部社員等に対し当社株式および当社株式を時価で換算した金額相当の金銭(以下、「当社株式等」といいます。)を給付する仕組みです。当社は、幹部社員等に対し個人の貢献度等に応じてポイントを付与し、一定の条件により受給権を取得したときに当該付与ポイントに相当する当社株式等を給付します。幹部社員等に対し給付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとします。

信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額および株式数は、前事業年度末407百万円、225,920株、当第3四半期会計期間末397百万円、220,220株であります。

（自己株式の取得に関する事項）

当社は、2022年6月6日開催の取締役会において自己株式を取得することを決議し、2022年8月4日に取得が完了しております。なお、自己株式の取得にはコミットメント型自己株式取得（FCSSR）（以下「本手法」という。）を用いております。本手法は、関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に該当するものとして、以下のとおり会計処理を行っております。

1. 本手法の概要

当社は、2022年8月3日に野村證券株式会社ならびに野村キャピタル・インベストメント株式会社と本手法に係る契約を締結し、2022年8月4日にToSTNeT-3により1株あたり1,561円で、1,601,500株、2,499百万円に相当する自己株式を取得いたしました。（以下「本買付」という。）

本買付にあたっては、野村證券株式会社が当社株主から借株をした上で売付注文をしております。なお、ToSTNeT-3では一般の株主の皆様からの売付注文は、金融商品取引業者である野村證券株式会社の自己の計算に基づく売付注文に優先されますので、野村證券株式会社による売付注文の約定額は一般の株主の皆様からの売付注文分だけ減少しており、結果的に1,501,500株を野村證券株式会社から買付けております。

野村證券株式会社が本買付後に行う当社株式の取得に関して、当社と野村證券株式会社との間で締結された契約はありません。

野村證券株式会社から取得した株式に対しては、当社の実質的な取得単価が本買付以降の一定期間（2022年8月4日から新株予約権の行使日または行使が行われない旨の通知を受けた日の前日まで）の各取引日の当社株式のVWAP（出来高加重平均価格）の算術平均値に99.9%を乗じた価格（以下「平均株価」という。）と同じになるように、別途、本手法において当社が発行する新株予約権（以下「本新株予約権」という。）の取得者となる野村キャピタル・インベストメント株式会社（以下「新株予約権者」という。）との間で当社株式を用いた調整取引を行います。具体的には、平均株価が1,561円よりも高い場合は、本新株予約権の行使により、「本買付における野村證券株式会社からの取得株式数」（以下「取得済株式数」という。）から「本買付において野村證券株式会社から買付けた金額により当社株式を平均株価で取得したと仮定した場合の取得株式数」（以下「平均株価取得株式数」という。）を控除して算出される数の当社株式を新株予約権者に交付し、逆に、平均株価が1,561円よりも低い場合は、平均株価取得株式数から取得済株式数を控除して算出される数の当社株式を新株予約権者から無償で取得することを合意しております。

なお、2023年2月1日付で本新株予約権の行使がされたことに伴い、新株予約権者との間で当社株式を用いた調整取引を行いました。具体的には、算出された平均株価が1,815.7810円となり1,561円よりも高い場合に該当するため、取得済株式数1,501,500株から平均株価取得株式数1,290,817株を控除して算出された当社株式210,600株（単元未満株式83株は切り捨て）を新株予約権者に交付いたしました。この結果、調整取引を含めた全体での最終的な取得株式数は1,390,900株となりました。

2. 会計処理の原則および手続

ToSTNeT-3を利用して取得した当社株式については、取得価額により貸借対照表の純資産の部に「自己株式」として計上しております。また、新株予約権の行使により交付した自己株式については、交付した自己株式の帳簿価額を貸借対照表の純資産の部の「自己株式」から減額、新株予約権の行使により払い込みを受けた金銭の額から、の交付した自己株式の帳簿価額を控除して得た額を「その他資本剰余金」として貸借対照表の純資産の部に計上しております。なお、本手法により取得および交付した当社株式については、1株当たり四半期純利益金額の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

当該会計処理方針に基づき、当第3四半期累計期間において、貸借対照表の純資産の部に「自己株式」として2,156百万円（野村證券株式会社から買付けた当社株式は2,343百万円、新株予約権者に交付した当社株式の帳簿価額減少額は342百万円）を計上しております。また、本手法の調整取引で貸借対照表の純資産の部に「その他資本剰余金」として、負の値で342百万円計上しております。

なお、当第3四半期会計期間末において、資本剰余金の残高が負の値であったため、当該負の値を繰越利益剰余金から減額しております。

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期累計期間に係る減価償却費（無形固定資産に係る償却費を含む。）は、次のとおりであります。

	前第3四半期累計期間 (自 2021年6月21日 至 2022年3月20日)	当第3四半期累計期間 (自 2022年6月21日 至 2023年3月20日)
減価償却費	2,018百万円	2,068百万円

(株主資本等関係)

前第3四半期累計期間(自 2021年6月21日 至 2022年3月20日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2021年8月3日 取締役会	普通株式	1,254	18.00	2021年6月20日	2021年8月31日	利益剰余金

(注) 配当金の総額には、信託E口が保有する当社株式への配当が7百万円含まれております。

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2022年2月2日 取締役会	普通株式	1,396	21.00	2021年12月20日	2022年3月10日	利益剰余金

(注) 配当金の総額には、信託E口が保有する当社株式への配当が8百万円含まれております。

2. 基準日が当第3四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

・自己株式の消却

当社は、2021年8月3日開催の取締役会決議に基づき、2021年8月20日付で、自己株式29,876,849株の消却を実施いたしました。その結果、当第3四半期累計期間において資本剰余金、利益剰余金および自己株式がそれぞれ12,224百万円、39,482百万円、51,706百万円減少いたしました。

・別途積立金の取り崩し

当社は、2021年9月16日開催の取締役会決議に基づき、同日付で別途積立金を50,000百万円取り崩し、繰越利益剰余金に振り替えております。

・自己株式の取得

当社は、2021年9月16日開催の取締役会決議に基づき、取得株式総数400万株、取得価額総額5,000百万円を上限として自己株式の取得を進め、当第3四半期累計期間において自己株式を3,171,100株、4,999百万円取得いたしました。なお、2021年12月9日をもちまして、上記決議に基づく自己株式の取得は終了いたしました。

以上のことなどから当第3四半期会計期間末において、自己株式は12,002百万円となりました。

なお、株主資本の合計額には、著しい変動はありません。

当第3四半期累計期間(自 2022年6月21日 至 2023年3月20日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2022年8月3日 取締役会	普通株式	1,396	21.00	2022年6月20日	2022年9月1日	利益剰余金

(注) 配当金の総額には、信託E口が保有する当社株式への配当が8百万円含まれております。

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2023年2月1日 取締役会	普通株式	1,493	23.00	2022年12月20日	2023年3月10日	利益剰余金

(注) 配当金の総額には、信託E口が保有する当社株式への配当が8百万円含まれております。

2. 基準日が当第3四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

・自己株式の取得

当社は、2022年6月6日開催の取締役会決議に基づき、取得株式総数250万株、取得価額総額2,500百万円を上限として自己株式の取得を進め、当第3四半期累計期間において自己株式を1,601,500株、2,499百万円取得いたしました。なお、2022年8月4日をもちまして、上記決議に基づく自己株式の取得は終了いたしました。

・自己株式の処分

当社は、2022年10月5日開催の取締役会決議に基づき、2022年11月4日付で、自己株式36,000株の処分を実施いたしました。その結果、当第3四半期累計期間において自己株式が58百万円減少し、資本剰余金が7百万円増加いたしました。

・コミットメント型自己株式取得(FCSR)における事後調整

当社は、2023年2月1日付で、野村キャピタル・インベストメント株式会社を引受先とした第三者割当による自己株式210,600株の処分を行っております。その結果、当第3四半期累計期間において自己株式が342百万円、資本剰余金が342百万円減少いたしました。当該取引の詳細については、「第4 経理の状況 1 四半期財務諸表 注記事項(追加情報)」の(自己株式の取得に関する事項)をご覧ください。

以上のことなどから当第3四半期会計期間末において、自己株式は8,548百万円となりました。

なお、当第3四半期会計期間末において資本剰余金の残高が負の値であったため当該負の値を繰越利益剰余金から減額しております。また、株主資本の合計額には、著しい変動はありません。

(持分法損益等)

	前事業年度 (2022年6月20日)	当第3四半期会計期間 (2023年3月20日)
関連会社に対する投資の金額	184百万円	184百万円
持分法を適用した場合の投資の金額	1,289 "	1,432 "

	前第3四半期累計期間 (自 2021年6月21日 至 2022年3月20日)	当第3四半期累計期間 (自 2022年6月21日 至 2023年3月20日)
持分法を適用した場合の投資利益の金額	112百万円	142百万円

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前第3四半期累計期間(自 2021年6月21日 至 2022年3月20日)

(単位:百万円)

	報告セグメント	その他	合計
「住まい」に関する分野			
(a) 資材・プロ用品	16,466	-	16,466
(b) インテリア・リビング	13,342	-	13,342
(c) ガーデン・ファーム	11,444	-	11,444
(d) リフォーム	10,836	-	10,836
「生活」に関する分野			
(a) デイリー・日用品	27,405	-	27,405
(b) ペット・レジャー	11,096	-	11,096
(c) その他	807	-	807
営業収入			
(a) サービス料等収入	-	290	290
(b) その他	-	153	153
顧客との契約から生じる収益	91,400	444	91,844
その他の収益(注)	-	3,644	3,644
外部顧客への売上高および営業収入	91,400	4,088	95,489

(注)「その他の収益」は、不動産賃貸収入であります。

当第3四半期累計期間(自 2022年6月21日 至 2023年3月20日)

(単位:百万円)

	報告セグメント	その他	合計
「住まい」に関する分野			
(a) 資材・プロ用品	16,460	-	16,460
(b) インテリア・リビング	13,347	-	13,347
(c) ガーデン・ファーム	11,481	-	11,481
(d) リフォーム	10,647	-	10,647
「生活」に関する分野			
(a) デイリー・日用品	27,039	-	27,039
(b) ペット・レジャー	11,336	-	11,336
(c) その他	769	-	769
営業収入			
(a) サービス料等収入	-	265	265
(b) その他	-	151	151
顧客との契約から生じる収益	91,082	417	91,499
その他の収益(注)	-	3,882	3,882
外部顧客への売上高および営業収入	91,082	4,300	95,382

(注)「その他の収益」は、不動産賃貸収入であります。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額および算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第3四半期累計期間 (自 2021年6月21日 至 2022年3月20日)	当第3四半期累計期間 (自 2022年6月21日 至 2023年3月20日)
1株当たり四半期純利益金額	97円00銭	99円96銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(百万円)	6,562	6,482
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益金額(百万円)	6,562	6,482
普通株式の期中平均株式数(株)	67,654,699	64,853,471

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 株式給付信託(BBTおよびJ-E SOP)の信託契約に基づき、株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が保有する株式は、1株当たり四半期純利益金額の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

1株当たり四半期純利益金額の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数

前第3四半期累計期間 400,186株 当第3四半期累計期間 388,120株

(重要な後発事象)

当社は、2023年5月2日開催の取締役会において、会社法第178条の規定に基づく自己株式の消却を行うことを決議しております。詳細は以下のとおりとなっております。

- (1) 消却の理由 : 株主還元の拡充および将来の希薄化懸念の払拭
- (2) 消却する株式の種類 : 当社普通株式
- (3) 消却する株式の数 : 1,426,200株(消却前の発行済株式総数に対する割合2.04%)
- (4) 消却日 : 2023年5月19日(予定)

2 【その他】

第48期(2022年6月21日から2023年6月20日まで)中間配当について、2023年2月1日開催の取締役会において、2022年12月20日最終の株主名簿に記載または記録された株主、または登録株式質権者に対し、次のとおり中間配当を行うことを決議いたしました。

配当金の総額	1,493百万円
1株当たりの金額	23円00銭
支払請求権の効力発生日及び支払開始日	2023年3月10日

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2023年5月2日

株式会社ジョイフル本田
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 廿 樂 眞 明

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 吉 田 一 則

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ジョイフル本田の2022年6月21日から2023年6月20日までの第48期事業年度の第3四半期会計期間（2022年12月21日から2023年3月20日まで）及び第3四半期累計期間（2022年6月21日から2023年3月20日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ジョイフル本田の2023年3月20日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の四半期レビュー報告書の原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。